

平成30年度有害物ばく露作業報告対象物質の選定について
(平成31年1～12月が報告対象期間、平成32年1～3月報告分)

1 有害物ばく露作業報告について

(1) 目的

職場で使用される化学物質については、平成18年度より当該化学物質のリスク評価(※)を行い、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)の枠組みによる規制の対象への追加の要否を判定しているところである。

リスク評価に当たっては、当該化学物質による既存の有害性情報を整理するとともに、職場における労働者の当該化学物質へのばく露の状況を調査し、両者を踏まえ、労働者の健康障害に係るリスクを判断している。

このうち、労働者のばく露の状況の調査のためには、対象とする化学物質の製造・取扱いの状況を網羅的に把握する必要があることから、安衛法第100条第1項及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第95条の6の規定により、対象化学物質を年間500kg以上製造し、又は取り扱う事業場は、有害物ばく露作業報告書(安衛則様式第21号の7)により、対象化学物質の用途、労働者が行うばく露作業の種類、年間製造・取扱い量、対象化学物質の物理的性状、温度等を報告しなければならないこととされている。

※ リスク評価：化学物質等の有害性の種類及びその程度、当該化学物質等への労働者のばく露レベル等に応じて、労働者に健康障害を生ずる可能性とその程度の判断を行うもの。

(2) 対象化学物質の選定と有害物ばく露作業報告のスケジュール

リスク評価の対象とし、有害物ばく露作業報告を求める化学物質は、報告の対象期間(1～12月)の前年に告示を行い、翌年の1～3月が報告の提出期間となる。

今回選定する物質は、本年中に告示し、平成31年の1～12月が報告の対象期間、平成32年の1～3月が報告の提出期間となる。

※ 今回の対象物質の選定に係る考え方については2を参照。

(3) 有害物ばく露作業報告提出後のスケジュール

有害物ばく露作業報告で提出された情報をもとに、コントロール・バンディング手法等を用いて、労働者の化学物質へのばく露が大きい可能性がある事業場を抽出し、当該事業場における労働者の化学物質へのばく露濃度の測定等を行う(初期リスク評価)。

この結果、高いばく露がみられる事業場があった場合には、その測定結果等をもとに、高いばく露の可能性のある用途や作業の特定等を行い、その結果を踏まえ、詳細リスク評価を行う。

今回選定する物質については、平成32年度以降に初期リスク評価のための測定等

を行う。

2 平成30年度（平成32年報告）有害物ばく露作業報告対象物質の選定について

平成30年度には、国際機関による発がん性の評価に加え、厚生労働省において開催した発がん性評価ワーキンググループの検討結果等を踏まえ、安衛法第57条の2（又は安衛則第24条の15）の規定に基づき交付が義務づけられている（又は交付するよう努めることとされている）文書（SDS）によって、事業者が譲渡・提供を受ける際に名称を知ることができる物質のうち、その測定方法及び製造量等も考慮し、以下の物質を選定した（計7物質）。

（1）IARC（国際がん研究機関）の発がん性評価（※）が2Bとなっている2物質

- ・アスファルト
- ・1, 1-ジクロロエチレン

※ IARCの発がん性評価

グループ1：ヒトに対して発がん性がある

グループ2A：ヒトに対しておそらく発がん性がある

グループ2B：ヒトに対して発がん性の可能性がある

（2）IARCの発がん性評価では1、2A又は2Bのいずれにも分類されていないが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）の一般化学物質等に関するスクリーニング評価において、発がん性クラス（※）が1又は2とされた物質であって、発がん性評価ワーキンググループにおいてリスク評価を行うべきであるとされた5物質

- ・エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
- ・オルトクレゾール
- ・シクロヘキサノン
- ・フルフラール
- ・メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）

※ 発がん性クラス

国内外各種機関による発がん性分類の情報収集を行い、発がん性の有害性クラスを付与することとしている。

- 1：GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（国連勧告））における発がん性物質の有害性区分で区分1Aに相当（ヒトに対する発がん性が知られている）
- 2：GHSにおける区分で区分1B又は2に相当（ヒトに対しておそらく発がん性がある又はヒトに対する発がん性が疑われる）